平成２６年（フ）第１５１号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本783番地38
債務者　中川　千秋
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５２号
滋賀県彦根市野良田町327番地６　102号、前住所滋賀県彦根市鳥居本町681番地
債務者　吉田　航
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５９号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川288番地３　雇用促進住宅２棟407号
債務者　仲間　千也
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７９６号
神戸市須磨区北落合１丁目１番317―301号、従前の住所神戸市須磨区南落合１丁目24番26―304号
債務者　木村誠一郎
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０６号
神戸市中央区坂口通５丁目３―11　ポートハイツ201号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地61棟413号
債務者　湯浅　智
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地66棟1105号
債務者　蒔苗　実
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２６号
神戸市垂水区五色山５丁目５番３―403号
債務者　中島　飛鳥
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９号
兵庫県伊丹市荻野７丁目52番地１　ヴィラ荻野105号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目７番９―302号
債務者　吉田工務店こと　吉田　健二
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　アクトステージ伊丹227号
債務者　福田　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　アクトステージ伊丹227号
債務者　福田　裕菜
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
愛媛県松山市和泉南４丁目２番24号　堀ビル33号
債務者　加藤　静香
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
熊本県荒尾市川登1003番地２
債務者　村上　寛喜
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第７２号
宮崎県えびの市大字末永1711番地48
債務者　大野　五郎
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２１３号
秋田市東通仲町７番３号
債務者　小武海賢一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７号
福島県郡山市亀田２丁目27番13号　県営住宅03棟105号
債務者　黒崎　重信
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
福島県郡山市亀田２丁目27番13号　県営住宅03棟105号
債務者　黒崎　麗子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
長野県松本市寿台３丁目10番20号
債務者　蘇武　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
長野地方裁判所松本支部